

# 八幡浜市建設業者格付け事務取扱要領

〔平成21年5月20日〕  
制 定

改正	平成23年 5月26日制定	平成25年 3月25日制定
	平成27年 3月 6日制定	平成29年 3月23日制定
	平成31年 3月22日制定	令和 3年 3月19日制定
	令和 4年12月 5日制定	令和 5年 3月24日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡浜市建設工事請負業者選定要綱（平成17年要綱第56号）第3条に規定する等級別格付け（以下「格付け」という。）を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(市内業者の格付け実施方法)

第2条 市内に主たる営業所を有する業者（以下「市内業者」という。）の格付けは、次の算式により格付け総合数値を算出し、別表1（その1）の基準により行うものとする。

算 式 格付け総合数値＝加点点数－減点点数

2 前項の加点点数及び減点点数は、次に掲げる要素により算出する。

(1) 加点点数

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査のうち入札参加資格申請書時において直近のもの（以下「直近の経営事項審査」という。）の総合評点（以下「経審点数」という。）
- イ 技術者数
- ウ 市工事の業種別受注件数
- エ 市工事の業種別平均工事成績
- オ 表彰受賞歴
- カ 地域貢献度
- キ 協力雇用主

(2) 減点点数

- ア 指名停止処分
- イ 建設業法に基づく監督処分

3 前項の加点点数及び減点点数の算出方法は、別表2のとおりとする。

- 4 新規業者については、第1項の規定に関わらず、最下位の等級に格付けする。  
ただし、当該新規業者が次回の格付け時において、市と契約実績がない場合は、引き続き最下位に格付けする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、格付けを行おうとする業者の業種別の年間平均完成工事高が、別表1（その2）に規定する業種別・等級別必要年間平均完成工事高に満たない場合は、当該業者の年間平均完成工事高に相応する同表の格付け等級に当該業者を格付けするものとする。
- 6 格付けに当たっては、過去に受注した工事の内容等を考慮し、総合的に勘案するものとする。

（市外業者の格付け実施方法）

第3条 市内に主たる営業所を有しない業者（以下「市外業者」という。）は、経審点数に0.8を乗じて得た点数から前条第2項第2号の減点要素に係る評点を減じて格付け総合数値を算出するものとする。

- 2 前条第3項の規定は、市外業者について準用する。この場合において、同項中「加点评点及び減点评点」とあるのは、「減点评点」と読み替えるものとする。

（格付け結果の通知及び公表）

第4条 前2条の規定に基づき格付けを行った場合は、建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者に対して様式第1号により通知するとともに、様式第2号による有資格業者名簿を作成し、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、市外業者については、通知を省略できるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年5月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 建設工事の新規格付け業者（市内業者に限る。）は、第2条の規定によらず最下位のランクに格付けする。

附 則（平成23年5月26日制定）

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日制定）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日制定）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日制定）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日制定）

この要領は、平成31年4月1日から施行し、この要領による改正後の八幡浜市建設業者格付け事務取扱要領の規定は、同日以後に通知する格付けから適用する。

附 則（令和3年3月19日制定）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、この要領による改正後の八幡浜市建設業者格付け事務取扱要領の規定は、同日以後の通知する格付けから適用する。

附 則（令和4年12月5日制定）

この要領は、令和5年4月1日から施行し、この要領による改正後の八幡浜市建設業者格付け事務取扱要領の規定は、同日以後の通知する格付けから適用する。

附 則（令和5年3月24日制定）

この要領は、令和5年4月1日から施行し、この要領による改正後の八幡浜市建設業者格付け事務取扱要領の規定は、同日以後に通知する格付けから適用する。

別表1（その1） 格付け総合数値による格付け基準

格付等級 区分		A	B	C	D
		市内業者	土木	750点以上 (特定建設業の許可を有する者に限る。)	670点以上 (格付け等級Aに該当する者を除く。)
建築	780点以上 (特定建設業の許可を有する者に限る。)		610点以上 (格付け等級Aに該当する者を除く。)	610点未満	
電気	790点以上		550点以上 (格付け等級Aに該当する者を除く。)	550点未満	
管	600点以上		600点未満		
水道施設	530点以上		530点未満		

別表1（その2） 業種別・等級別必要年間平均完成工事高

格付等級 区分	土木	建築	電気	管	水道施設
A	10,000万円以上	8,000万円以上	1,500万円以上	500万円以上	500万円以上
B	1,500万円以上	5,000万円以上	800万円以上	500万円未満	500万円未満
C	1,500万円未満	5,000万円未満	800万円未満		

この表は、市内業者の格付けに適用する。

別表2

区分	算出方法
加 点 評 点	1 経営事項審査結果 経審点数に0.8を乗じて得た数値(小数点以下は切り捨て)とする。
	2 技術者数 土木、建築、電気、管、水道施設及びその他の業種ごとに、直近の経営事項審査の対象となる技術者について、1級技術者1人当たり10点、2級技術者1人当たり6点、その他の技術者1人当たり2点とし、これにより算出された合計点数を加点する。ただし、合計点数が100点を超える場合は100点とする。
	3 市工事の業種別受注件数 過去2年間に工事成績評定を行った市工事の業種別受注件数について、それぞれ次の基準により加点する。 受注件数 11件以上 25点 6～10件 20点 3～5件 15点 2件 10点 1件 5点
	4 市工事の業種別平均工事成績 過去2年間に工事成績評定を行った市工事の業種別平均工事成績評定点(小数点以下切捨て。)の区分に応じ、次の基準により加点又は減点する。 業種別平均工事成績評定点 点数 業種別平均工事成績評定点 点数 80点以上 … 50点 77・78・79点 … 40点 65・66・67点 … 0点 74・75・76点 … 30点 62・63・64点 … -10点 71・72・73点 … 20点 59・60・61点 … -20点 68・69・70点 … 10点 58点未満 … -30点
	5 表彰受賞歴
	(1) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1件につき15点を加点する。 ① 優良建設工事知事表彰 ② 四国地方整備局優良工事表彰 ③ 四国地方整備局安全工事表彰
	(2) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1件につき10点を加点する。 ① 四国地方整備局各河川国道事務所優良工事表彰 ② 四国地方整備局各河川国道事務所安全工事表彰
	(3) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、すべての申請業種に、1件につき10点を加点する。 ① 建設業退職金共済制度普及協力者表彰 (独)勤労者退職金共済機構理事長表彰 ② 雇用改善優良事業所表彰 (厚生労働大臣、知事表彰及び(一社)愛媛県建設業協会会長表彰) ③ 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰(厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰)
	④ 障害者雇用優良事業所表彰 (厚生労働大臣、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、知事及び(社)愛媛高齢・障害者雇用支援協会会長表彰)

	<p>6 地域貢献度 過去2年間に、次のいずれかの地域貢献活動を実施した場合に、次に定める基準により加点する。</p> <p>①地域貢献活動の状況 国、県、市町村、公益法人等が主催する地域貢献活動に参加した場合1回につき3点、ただし30点を上限とする。</p> <p>②災害時における地域貢献活動の状況 災害時に市町村に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて災害ボランティアとして参加した場合に1日につき3点、ただし30点を上限とする。</p> <p>7 協力雇用主 協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に定める協力雇用主をいう。以下同じ。）として保護観察所に登録している場合、5点を加点する。</p> <p>8 合併による評点の算出方法の特例 市内業者同士の合併により新たに設立された会社又はその一方が存続した会社（以下「合併会社」という。）の次の各号に掲げる評点については、当該各号に定める方法により算出する。</p> <p>(1) 合併後2年を経過しない合併会社の合併前の期間中の市工事における平均工事成績に係る評点 合併前の合併当事会社（以下「合併当事会社」という。）が当該期間中に実施した工事に係る工事成績評定点を合併会社の工事成績評定点とみなす</p> <p>(2) 合併後5年を経過しない合併会社の合併前の期間中の表彰受賞歴に係る評点 合併当事会社が当該期間中に受賞した表彰を合併会社が受賞した表彰とみなす。</p>
減点 評点	<p>過去2年間に、入札参加資格停止措置又は建設業法に基づく監督処分を受けている場合には、一の処分案件につき20点の基礎点及び次に掲げる処分の区分に応じ定める点数の合計点数を減ずる。</p> <p>1 入札参加資格停止措置（市内業者、市外業者とも八幡浜市が行った処分に限る。） 1箇月につき5点</p> <p>2 建設業法に基づく監督処分 ○指 示：10点 ○営業停止：営業停止期間の日数に応じ、次に掲げる点数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10日未満…15点</li> <li>・ 10～19日…20点</li> <li>・ 20～29日…25点</li> <li>・ 30日以上…30点</li> </ul> <p>また、合併後2年を経過しない合併会社の合併前の期間中の評点については、合併当事会社が当該期間中に受けた処分を当該合併会社が受けた処分とみなして上記の方法により点数を算出し、その合計点数を減ずる。</p>
合併会 社に対 する特 例措置	<p>合併登記の日から定期の格付けを行う年の4月1日までの間（以下「合併後の期間」という。）が3年未満である合併会社及び同日以後に合併登記をした合併会社には総合評点数の15パーセントを、合併後の期間が3年以上5年未満である合併会社には総合評点数の10パーセントを加算する。</p>

様式第1号

## 格 付 け 結 果 通 知 書

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

八幡浜市長

さきに提出のあった建設工事競争参加資格審査申請に基づき、下記のとおり、建設工事の種類別に等級を決定したので通知します。

なお、提出済みの建設工事競争参加資格審査申請書記載事項のうち、八幡浜市建設工事請負業者選定要綱（平成17年要綱第56号）第4条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、建設工事競争参加資格審査申請書変更届書を提出してください。

記

有効年度： 年度

建設工事の種類	等 級	総合数値	加点点数	減点点数

（注）この通知書は、八幡浜市建設業者格付け事務取扱要領に基づく有資格業者名簿に登載されたことを通知するものであり、入札の指名と直接関係するものではありません。

